



平成30年6月



市営住宅（空き家）

入居募集のしおり

申込書配布

5月14日（月）～ 6月11日（月）

受付期間

6月 5日（火）～ 6月11日（月）

※ 6月9日（土）・10日（日）は午前9時～12時のみ受付可

市営住宅の申込みにあたっては、収入基準や市内居住年数など、いろいろな資格要件があります。

この『しおり』を最後までよくお読みになり、申込用紙に必要事項を記入の上、必要な書類を揃えてからお申し込みください。

小田原市建築課 市営住宅係 ☎33-1553



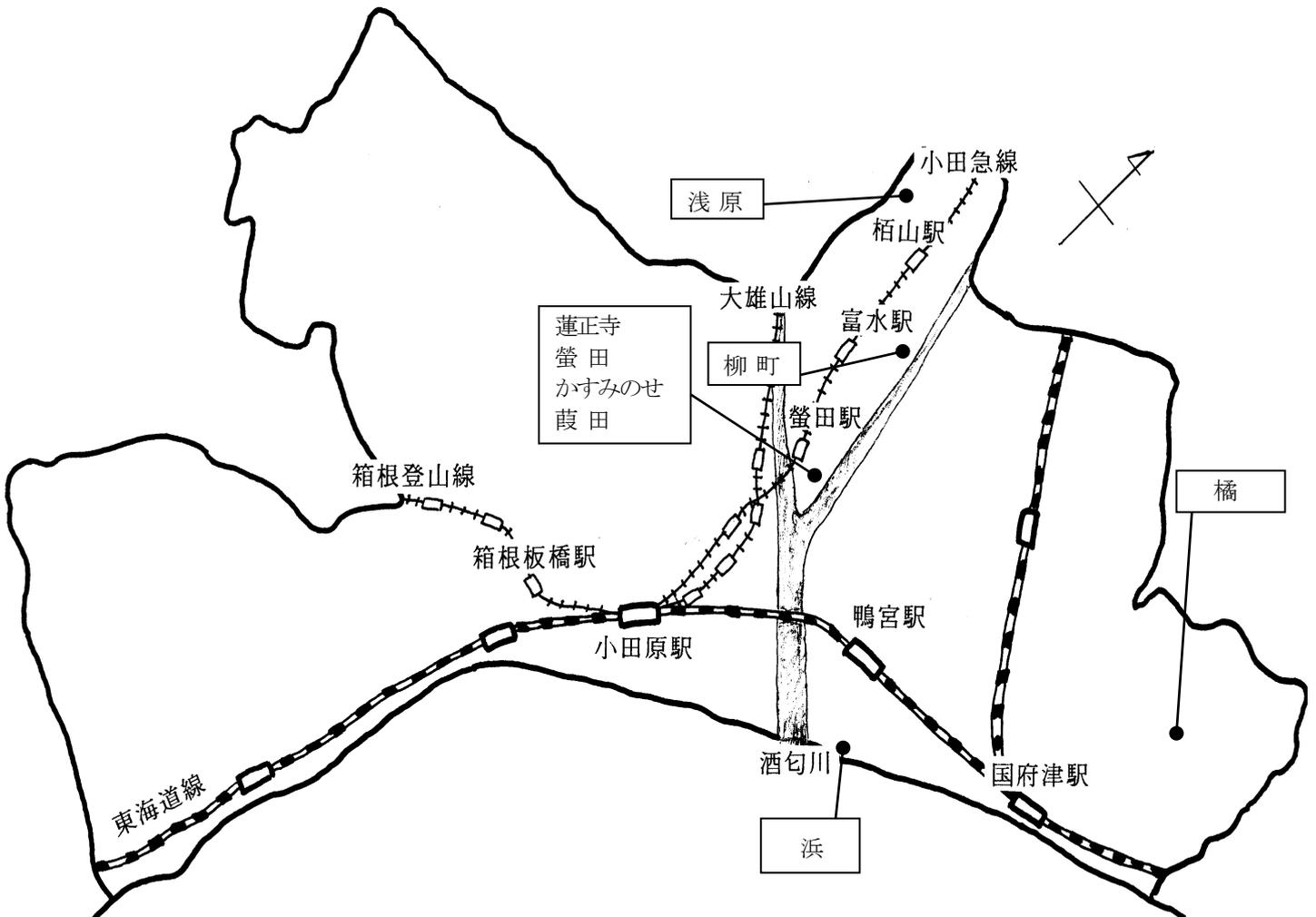
もくじ



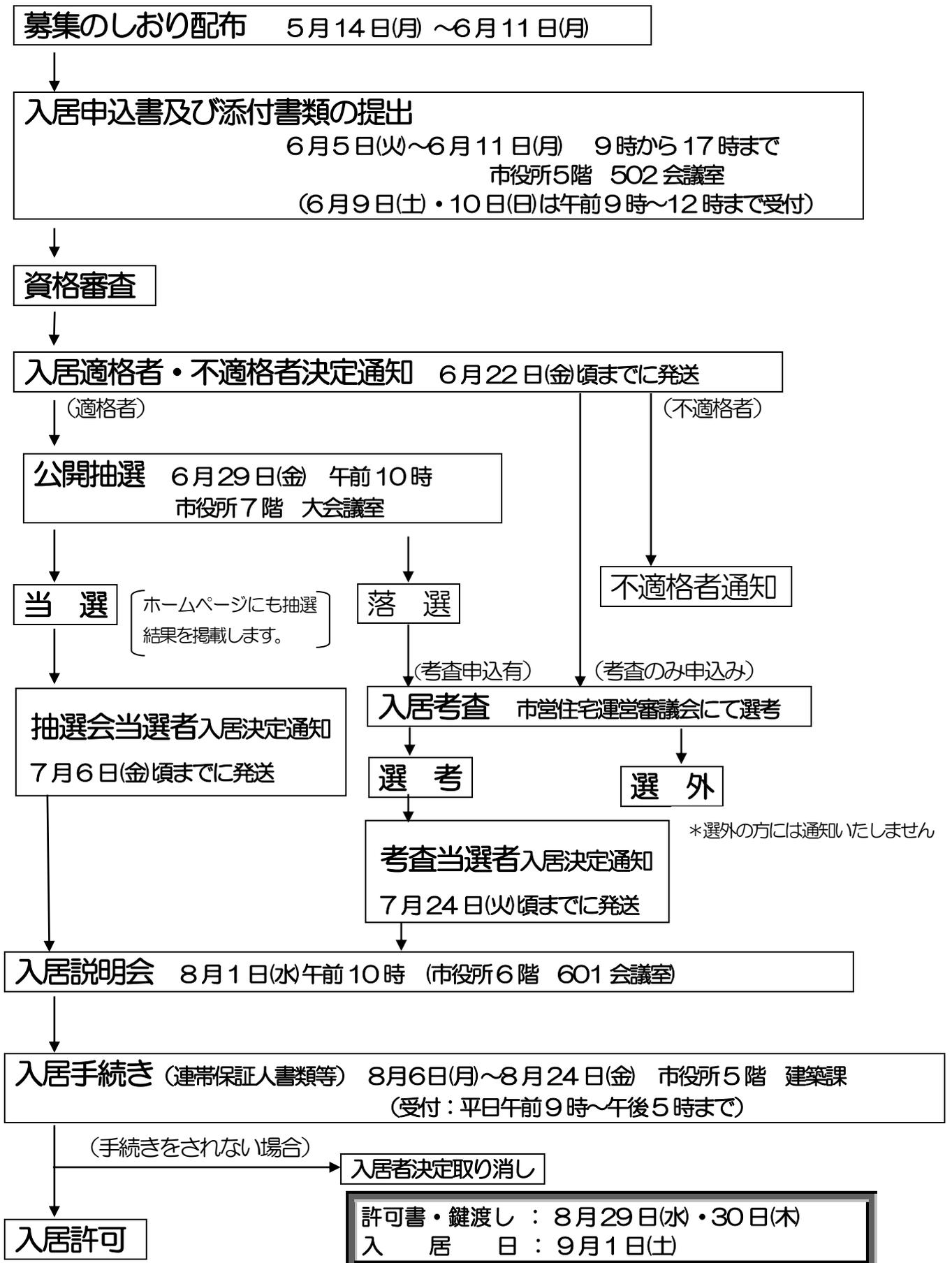
1 申込みから入居までの流れ	2	8 公開抽選	11
2 募集する住宅	3	9 入居考査	11
3 申込手続き	3	10 入居の手続き	12
4 資格審査	3	11 申込み及び入居の注意事項	13
5 申込みに必要な書類	4	12 募集住宅一覧表	15
6 申込資格	5	13 募集住宅の間取り	17
7 月収額（収入基準）の計算	7	☆ 市営住宅一覧表	19

募集住宅位置図

※ 募集住宅の詳しい内訳は 15 ページ「12 募集住宅一覧表」を参照してください。

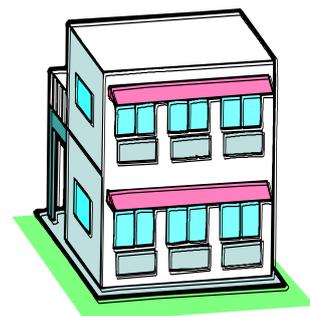


1 申込みから入居までの流れ



2 募集する住宅

区 分	間取り	抽 選	考 査	合 計
家 族 向 け	3DK	4戸	4戸	8戸
	3K	1戸	1戸	2戸
家族・単身者向け	3DK	2戸	2戸	4戸
	2DK	1戸		1戸
	2K	2戸	3戸	5戸
合 計		10戸	10戸	20戸



※詳しくは、15ページ『12 募集住宅一覧表』を参照

- ◆最初に抽選区分の住宅から希望する住宅を選んでください。
- ◆審査区分の住宅は、抽選にはずれた方の中から選考基準に基づき、市営住宅運営審議会において入居者を決定するものです。
- ◆例外として、審査区分の住宅にのみ申込みすることもできます。詳しくは、11ページ『9 入居審査』をご覧ください。

3 申込手続き

(1) 募集のしおり・申込用紙の配布

- ◆配布期間 平成30年5月14日(月)～6月11日(月)
- ◆配布場所 市役所5階建築課・2階総合案内、各支所・連絡所、マロニエ住民窓口、いずみ住民窓口、こゆるぎ住民窓口、アークロード市民窓口、国府津駅前窓口コーナー、酒匂窓口コーナー、桜井窓口コーナー

(2) 申込み

- ◆受付期間 平成30年6月5日(火)～6月11日(月) 午前9時～午後5時
(6月9日(土)・10日(日)は午前9時～12時のみ受付)
※6月9日(土)・10日(日)は、1階守衛口で受付簿にご記入のうえ、お入り下さい。
※正午から午後1時までの時間は多少お待ちいただく場合があります。
- ◆申込場所 市役所5階 502会議室(赤色通路)
- ◆申込方法 本人または同居予定の家族の方が直接お越しください。
(申込時に受付審査がありますので、代理の方の申込み及び郵送による申込みは受け付けません。)

4 資格審査

- (1) 申込み受付後、提出書類の内容審査及び納税状況等の確認をいたします。
- (2) 審査結果に基づき、申込者全員に対して**6月22日(金)頃**までに『入居適格者・不適格者決定通知書』を発送します。
(申込資格のある方(適格者)には、併せて公開抽選についてご案内します。)

5 申込みに必要な書類



(1) 申込書 (別紙)

申込書4ページの同意書欄に、申込者及び同居の家族の氏名を記入し認印を押してください。

(2) 所得が証明できる書類 (入居する方全員分)

① 給与収入のある方 平成29年1月1日以前から現在の会社に勤務 …平成29年分源泉徴収票 (勤務先 発行) (コピー可) 平成29年1月2日以降現在の会社に勤務 …………… 月別収入証明 } 申込書の 就職してまだ1か月分の給与を受けていない方 …………… 雇用条件証明 } 3ページ参照	
② 事業所得などのある方	平成30年度課税証明書 (市役所2階 資産税課、各住民窓口、各支所・連絡所・窓口コーナー 発行) または平成29年分確定申告書控
③ 年金収入のある方 国民 (老齢) 年金、厚生 (老齢) 年金、恩給、各種共済年金など	年金支払通知書または年金の平成29年分源泉徴収票のいずれか
④ 失業中で雇用保険を受給している方	雇用保険受給資格者証 (コピー) (小田原公共職業安定所 発行)
⑤ 生活保護を利用している方	生活保護受給証明書 (市役所2階 生活支援課 発行)
⑥ 前年および現年に所得があり、現在無職の方	所得の分かる書類 (①～③) 及び離職証明書 (前勤務先 発行)
⑦ 前年から引き続き無職の方	平成30年度非課税証明書 (市役所2階 資産税課、各住民窓口、各支所・連絡所・窓口コーナー 発行)

※土曜・日曜の税証明の発行につきましては、マロニエ住民窓口、アークロード市民窓口 (8時30分から17時まで)、国府津駅前窓口コーナー (8時30分から正午まで、土曜のみ) のみ可能ですが、事前の予約 (資産税課33-1361) が必要です。

(3) 申込世帯全員の住民票 (「続柄・本籍地等」記載のもの。)

※土曜・日曜は、マロニエ住民窓口・アークロード市民窓口 (8時30分から17時まで)、国府津駅前窓口コーナー (8時30分から正午まで、土曜のみ) のみ取得できます。

(4) 借家契約書または家賃領収書

※契約書は必ずコピーを添付してください。

※契約書のない方は、家賃の領収書に貸し主の証明を受けてください。

(5) その他 (該当する場合は提出してください。)

現在、正当な立ち退き要求を受けている場合	→ 申込書2ページの立ち退き要求証明書欄に貸し主の証明を受けてください。(貸し主からの内容証明や調停書類などの提示があれば記入は不要です。)
婚約中で申込みをする場合	→ 仲人や結婚式場などの第三者の証明書
その他、必要と認められる書類	→ 障害者手帳・母子健康手帳・国立ハンセン病療養所等の長の発行する証明書など

※手帳等はコピーを添付してください。

6 申込資格 (申込資格におけるすべての基準日は平成30年6月11日です)

(1) 一般世帯の資格

次の①～⑩までのすべての条件に該当することが必要です。1つでも欠ける場合は、申込みできません。

- ① 申込者は原則として成人であること。
- ② 申込家族全員に持ち家のないこと。(共有名義も含む)
ただし、事情がある方は事前にご相談ください。
- ③ 小田原市内に平成29年6月11日以前から住民登録されている方で、継続して1年以上居住していること。
ただし、海外引揚者及びハンセン病療養所入所者等については、必要な証明書を提出されれば市民となった日から申込資格を認めます。



- ④ 市税等の滞納がないこと。
・市税等の内容：市県民税、固定資産税（都市計画税含む）、軽自動車税、市営住宅使用料
- ⑤ 夫婦（婚約者及び内縁関係を含む）または親子を主体とした家族であること。
(注 1) 母子または父子家庭で申し込む場合は、戸籍上配偶者がいないことが条件です。単なる別居での申し込みはできません。
(注 2) 兄弟だけの申込み（両親死亡の場合を除く）、両親のうち1人だけと同居するなど、家族を不自然に分割しての申し込みはできません。
(注 3) 婚約者と申込みをする場合には、申込時に婚約証明、入居許可日までに婚姻した旨の証明書が提出されないと入居できません。
(注 4) 内縁関係にある者とは、戸籍上配偶者がなく、住民票の続柄に「妻（見届）」または「夫（未届）」とある方です。
(注 5) 入居が決定し、入居手続きを行う際に、戸籍謄本等を提出していただきます。
- ⑥ 世帯の月収額が、次の収入基準内であること。

原則階層	0 ～ 158,000円 以下
裁量階層	0 ～ 214,000円 以下

- (注 1) 『裁量階層』とは、高齢者世帯、障がい者世帯または、子育て世帯など一定の条件に当たる方のいる世帯で、それ以外の場合は、『原則階層』の欄になります。

※高齢者世帯・・・申込者が60歳以上で、同居しようとする家族全員が「18歳未満または60歳以上」であること。

※障がい者世帯・・・申込者または同居しようとする方が、「1級から4級の身体障害者・1級2級の精神障害者または同程度の障害と認められる知的障害者の方」。

※子育て世帯・・・同居しようとする中に小学校就学前の子どもがいる世帯。

- (注 2) 月収額とは、1年間の総所得金額から8ページの控除額を引いた額を、1か月当たりにした金額で、入居する方全員の所得が対象となります。
- (注 3) 月収額の求め方については、7～10ページ『7 月収額（収入基準）の計算』を参照してください。

⑦ 現在、住宅に困っている理由として、次のいずれかに該当すること。

- ア 住宅以外の建物または場所に居住している方。
- イ 日常生活をするのにあたり危険または衛生上有害な建物に居住している方。
- ウ 間取りや世帯構成から見て、同居生活に不適当な住宅に居住している方。
- エ 過密な居住環境にある方。
- オ 家主から正当な理由による立ち退き要求を受けている方。(家賃滞納は認めない)
- カ 収入に比べ家賃が高い方。
- キ 住宅がないために親族(婚約者を含む)と同居できない方。
- ク その他の理由により非常に住宅に困っている方。

*すでに市営住宅へ入居している方は、上記ウ・エ・キのいずれかの住宅困窮理由があり、市営住宅の使用料を滞納していないことが条件となります。

⑧ 市営住宅内で他の居住者と円滑な共同生活ができること。

⑨ 次のすべての要件を備えている連帯保証人が1人いること。

(入居決定後の手続きの際に、連帯保証人の署名・押印(実印)及び印鑑証明書・収入の証明書・本籍地発行の身分証明書が必要になります。)

- ア 神奈川県近隣の都県内に住所を有する成年者で、現在、市営住宅に入居していない方。
(保証人が遠方になる場合はご相談ください。)
- イ 独立の生計を営み、入居者と同程度以上の収入のある方。(生活保護利用者を除く。)
- ウ 成年被後見人、成年被保佐人及び破産者でないこと。

⑩ 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

※東京電力原子力事故により被災された方には、入居の資格の特例がありますので、詳しくは、建築課市営住宅係にお問い合わせください。

(2) 単身者の資格

単身者で申込みのできる方は、戸籍上配偶者がなく(⑧を除く)、さらに次の①～⑨のいずれかにあてはまる方です。そのほかの条件としては『(1) 一般世帯の資格』の⑤を除く①～⑩のすべてに該当する必要があります。

また、申込みできる住宅は限定されますので、15ページの『12募集住宅一覧表』の『単身世帯でも申し込める住宅』の欄をご覧ください。

日常生活において、常時の介護を必要とする高齢者・身体障がい者等の方でも、常時の介護を受けることができる介護体制が整っていれば申込みできます。なお、必要に応じて個々に書類を提出していただきます。

① 60歳以上の方	平成30年6月11日現在60歳以上の方。
② 障がいのある方 (手帳の提示が必要となります。)	身体障害者手帳の交付を受け、その等級が1～4級の方。 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その等級が1～3級の方。 (精神障がいのある方で1～3級の年金証書を交付されている方を含みます) 療育手帳の交付を受け、その程度がA1・A2・B1・B2の方。 (知的障がいのある方でこれと同等の年金証書を交付されている方を含みます)

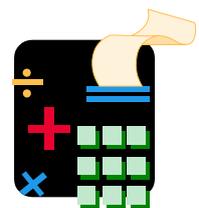
③ 戦傷病者	戦傷病者手帳の交付を受け、恩給法の特別項症から第6項症までの方と第1款症の方。
④ 原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方。
⑤ ハンセン病療養所入所者等	ハンセン病療養所入所者等に対する補償金支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。
⑥ 生活保護利用者又は中国残留邦人等	生活保護利用者、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律による支援給付を受けている方。
⑦ 引揚者	海外から引揚げて5年未満の方。
⑧ DV被害者	婦人相談所の一時保護、又は婦人保護施設の保護が終了した日から起算して5年を経過していない方。配偶者に対し裁判所から接近禁止命令または退去命令が出されてから5年以内の方。
⑨ 東京電力原子力事故被災者	平成23年3月11日時点で、「福島復興再生特別措置法」に規定する避難指示区域に居住していた方、「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」に規定する支援対象地域に居住していた方。

7 月収額（収入基準）の計算

月収額とは、世帯の1年間の総所得金額から該当する控除額を差引き、12で割った額です。
『申込書』の4ページにも計算欄がありますが、次の点に注意してください。

◆月収額は、平成30年6月11日現在の状況で計算します。
…例えば、6月11日以降に退職の予定でも、申込時には収入があるものとして計算されます。

◆入居する家族（婚約者を含む）の2人以上に収入がある場合
…それぞれの年間所得金額を合算した後、通常の場合の計算を始めてください。



◆年金所得がある場合
…国民（老齢）年金、厚生（老齢）年金、恩給、各種共済年金の収入については、10ページ『(4) 年金所得の場合』の表を参照してください。

◆所得税法による非課税対象
…生活保護費、雇用保険、労災保険、仕送り、休業補償、遺族年金、障害年金などの収入は、計算の対象とはなりません。

(参考) 収入基準早見表

※ 給与収入の方又は事業所得の方で、入居しようとする家族の中に収入のある方が1人で、親族控除のみの場合のおおよその目安です。

区分 人数	給与収入の場合 (源泉徴収票の支払金額)		事業所得の場合 (必要経費差引後)	
	原則階層	裁量階層	原則階層	裁量階層
単身者	2,967,999 円以下	3,887,999 円以下	1,896,011 円以下	2,568,011 円以下
2人世帯	3,511,999 円以下	4,363,999 円以下	2,276,011 円以下	2,948,011 円以下
3人世帯	3,995,999 円以下	4,835,999 円以下	2,656,011 円以下	3,328,011 円以下
4人世帯	4,471,999 円以下	5,311,999 円以下	3,036,011 円以下	3,708,011 円以下
5人世帯	4,947,999 円以下	5,787,999 円以下	3,416,011 円以下	4,088,011 円以下

(1) 控除の対象について

次の区分に該当する方は、世帯の所得金額から該当する控除額すべてを差し引いてから、月収額を計算してください。

区 分	控 除 を 受 け ら れ る 方	控 除 額 (一人につき年額)
親 族 控 除	入居しようとする親族（婚約者及び内縁関係にあるものを含む）のうち申込本人以外の方および同居しない所得税法上の扶養親族	38 万円
老人扶養控除・ 老人配偶者控除	70歳以上の扶養親族または老人控除対象配偶者	10 万円
特定扶養親族控除	16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者を除く）	25 万円
寡婦（夫）控除	所得税法上の寡婦（夫）に所得がある場合	27 万円限度 (注1)
みなし寡婦（夫） 控除（注3）	「小田原市寡婦（夫）控除みなし適用証明書」が子育て政策課から発行されている場合	27 万円限度 (注1)
特別障害者控除	入居者または遠隔地扶養親族に重度の障害者がいる場合（身体障害1～2級・精神障害重度）	40 万円 (注2)
又 は 障 害 者 控 除	入居者または遠隔地扶養親族に障害者がいる場合（特別障害者以外）	27 万円 (注2)

(注 1) 控除対象者の所得金額が27万円未満のときはその額が控除額。

(注 2) 特別障害者控除と障害者控除とは、重複して控除できません。

(注 3) 婚姻歴のない（未婚）ひとり親家庭に対しても、寡婦（夫）控除をみなし適用する制度です。制度の内容や適用証明書の発行については、子育て政策課（33-1453）にお問い合わせください。

(2) 給与所得の場合

仕事を始めた時期によって、計算の方法が異なります。

① まず、次のどれに該当するか確認し、『年間総収入金額 (A)』を求めます。

仕事を始めた時期	年間総収入金額 (A)
(ア) 現在の勤務先に平成29年1月1日以前から引き続き勤務している方	平成29年分源泉徴収票の「支払い金額」
(イ) 平成29年1月2日以後に就職し、現在までに1年以上勤務している方	勤務した <u>翌月から1年間</u> の総収入額
(ウ) 現在までの勤務期間が1年に満たない方	勤務した <u>翌月から今年5月まで</u> の収入金額から推計した年間総収入 $\left[\frac{\text{総収入金額} - \text{賞与}}{\text{勤務月数}} \right] \times 12 + \text{賞与}$
(エ) 現在の勤務先に勤めて、まだ1ヶ月分の給与を受けていない方	<u>雇用条件</u> に基づき支給予定の1ヶ月分の給与を1.2倍した推定年間総収入額

※ (イ) と (ウ) の場合は申込書3ページ「②月別収入証明」、(エ) の場合は「①雇用条件証明」の欄に、勤務先での記入・押印が必要です。

- ② 次に、申込書4ページを用いてAから給与所得控除をして、『年間所得金額 (B)』を求めます。
- ③ 世帯全員の所得Bを足します。
- ④ 8ページの控除対象に該当すれば、すべて差し引きます。
- ⑤ これを1.2で除した額が、世帯の月収額になります。

月収額の計算例

	収入A	所得B	親族控除	その他控除
本人	給与 300万円 → 192万円	—	—	—
配偶者	給与 115万円 → 50万円	△38万円	—	—
子2.4歳	給与 150万円 → 85万円	△38万円	—	—
子1.9歳	(学生) 0円	△38万円	特定扶養	△25万円
母6.7歳	年金 140万円 → 20万円	△38万円	—	—
合計		347万円	△152万円	△25万円

☆ 月収額 = (所得計347万円 - 控除計177万円) ÷ 1.2月 = 141,666円
(158,000円以下なので申込みできます)

(3) 事業所得の場合

事業を始めた時期により計算の方法が異なりますが、まず、必要経費控除後の**所得B**を求め、「(2) 給与所得の場合の③」以降は同様に計算します。

開業等の時期	計算のしかた
平成29年1月1日以前から引き続き現在まで同じ事業をしている方	平成29年分の確定申告書控の「年間所得金額」を参照
平成29年1月2日以後に現在の事業を始めた方	事業を開始した翌月からの所得金額を基に計算する。収入期間のとり方などは「(2) 給与所得の場合」と同様

※「平成30年度課税証明書」または「確定申告書控」を提出してください。

(4) 年金所得の場合

2種類以上の年金を受給しているときは、合計してから計算します。法律により非課税とされている**障害年金、遺族年金、福祉年金等は所得金額に加算しない**てください。

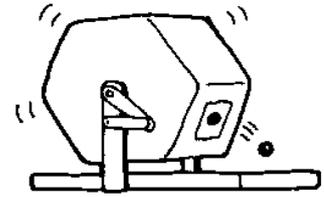
受給者の年齢	公的年金などの年間総収入額	年間所得金額の計算 (B)
65歳以上の方	1,200,000円 まで	所得は 0
	1,200,001円 から 3,299,999円 まで	(年金の総収入金額) - 1,200,000円 =
	3,300,000円 から 4,099,999円 まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 785,000円 =
65歳未満の方	700,000円 まで	所得は 0
	700,001円 から 1,299,999円 まで	(年金の総収入金額) - 700,000円 =
	1,300,000円 から 4,099,999円 まで	(年金の総収入金額) × 0.75 - 375,000円 =
	4,100,000円 から 7,699,999円 まで	(年金の総収入金額) × 0.85 - 785,000円 =

8 公開抽選

申込者（適格者）が募集戸数を超えた場合、抽選によって当選者を決定します。

◆日 時 平成30年6月29日（金）午前10時から

◆場 所 市役所7階 大会議室



◆抽選方法 申込住宅ごとに、あらかじめ割り振った抽選番号により当選者を決定します。抽選は立会人のもと職員が行います。

*当日、欠席されても当落には関係ありません。

※ 当選者には、7月6日（金）頃までに、入居者決定通知書を発送します。

※ 抽選結果はホームページにも掲載します。

※ 落選した方には連絡をしませんので、ご承知おきください。

9 入居審査

(1) 入居審査とは

◆抽選にはずれた方や審査のみで申し込まれた方を対象に、住宅困窮度の実態調査に基づいて、『市営住宅運営審議会』において入居者を選考します。

◆16ページ「審査区分」の住宅から希望する住宅3戸までを優先希望順に「希望住宅」欄の「入居審査」の欄に番号で記入してください。「その他の条件」は希望する階数などを記入します。希望住宅が無い場合は「なし」と記入してください。

(2) 審査のみの申込みについて

◆例えば「高齢者がいるために1階に入居したいが、1階の住宅が抽選区分にない」など、希望する条件の住宅が抽選区分になく審査区分にのみある場合は、抽選に参加せず、審査のみの申込みをすることもできます。

※ 選ばれた方には、7月24日（火）頃までに、入居者決定通知書を発送します。

※ 審査にもれた方には通知をしませんので、引き続き入居を希望する場合は、次回の募集に改めてお申し込みください。

10 入居の手続き

(1) 入居手続き説明会

抽選に当選された方及び入居審査で選考された方には、次のとおり入居手続きの説明会を行います。

- ◆日 時 8月1日(水) 午前10時から
- ◆場 所 市役所6階 601会議室

(2) 部屋の確認

入居決定を受けた方には、入居手続きに先立って、入居決定した部屋の下見及び確認期間を設けますので、希望者をご相談ください。

(3) 入居手続き

◆提出書類

- ①市営住宅入居請書 …連帯保証人(条件は6ページ⑨)の署名・押印が必要です。
- ②連帯保証人の印鑑登録証明書、収入の証明書、本籍地発行の身分証明書
- ③念 書 …住宅敷地内への無断駐車、ペット飼育をしないことを誓約していただきます。

◆受付期間 8月6日(月)～24日(金)

※11日(土)、12日(日)、18日(土)、19日(日)は受付不可
午前9時～午後5時

◆場 所 小田原市役所5階 建築課市営住宅係(黄色通路)

※この期間内に手続きをされない場合は、入居決定を取り消しますのでご注意ください。

(4) 敷 金

手続き書類を提出していただいた際、市営住宅敷金の納入通知書をお渡しします。入居許可書をお渡しするまでの間に、**家賃の3か月分**を納入してください。

(5) 入居許可

◆入居許可日 平成30年9月1日(土)

◆入居許可書の発行と部屋のカギ渡しは、8月29日(水)・30日(木)に行います。

※原則として、許可日から7日以内に入居していただきます。

※入居後10日以内に、新しい住民票を添えて「入居完了届」を提出していただきます。

1 1 申込み及び入居の注意事項

(1) 申込みにあたっての注意

- ① 申込書の記載内容が事実と違っていたり、不正な申込みをしたときは、入居決定後でも入居許可を取り消します。
- ② 抽選または考査で入居決定後、入居の権利を他人に譲り渡したり、本人以外の名義に変えることはできません。
- ③ 申込書の入居予定の家族欄に記入されていない方は入居できません。ただし、申込み後に出生した子は入居可能です。なお、入居する時に同居する家族が変更になるときは、入居を取り消します。例えば、家族向け住宅への入居者が1人になってしまった場合は、失格となります。

(2) 入居にあたっての注意

- ① 住宅内では犬、猫、鳥などの動物は飼育できません。
飼育した場合は、住宅明け渡しの請求をします。

身体障がいの認定を受けている方で身体障害者補助犬が必要な場合は、建築課にご相談ください。



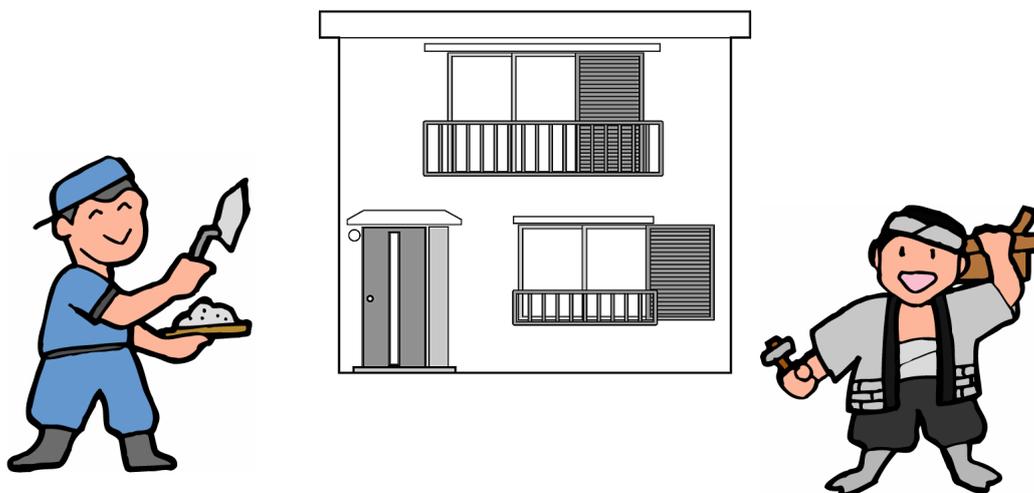
- ② 駐車場については、原則、民間駐車場をご自分で確保してください。
ただし、蓮正寺・葭田・かすみのせ・螢田・浜・早川住宅のみ空き区画がある場合には、使用の申込みができます。(詳しくは、建築課まで連絡をしてください。)
- ③ 家賃の納付については、「口座引落し」の手続きを銀行等でしていただきます。
- ④ 自治会は、自分の住んでいる地域は自分たちの力で住みやすくするために、共有部分（敷地内の通路や公園）の管理や災害時の共助組織として自らが主体となって様々な活動に取り組んでいる団体です。入居後は速やかに自治会に加入していただきます。
- ⑤ 階段灯、外灯、共同水道、給水ポンプなどの電気料金及び排水溝の清掃などにかかる費用（共益費）は、入居者負担となりますので、必ずお支払いください。
共益費は、住宅により取扱いが違いますが、多くの場合、自治会が管理する仕組みとなっております。(住宅によっては、共益費と自治会費を一括に集められている場合があります。)
- ⑥ 浅原住宅以外の住宅には、浴室に浴槽・風呂釜は付いていませんので、各自で手配するようになります。
※風呂釜を設置する際に、事前に必ず「ガス機器設置・変更承認申請書」を提出してください。
※住宅明渡しの際に、設置した浴槽・風呂釜は自己負担で撤去していただきます。
- ⑦ ガス漏れ警報器は必ず付けていただきます。

(3) 家賃と収入申告について

- ① 家賃は、入居世帯の収入額に応じて、毎年決定されます。したがって、入居後も、毎年、世帯の収入を申告していただきます。申告をされないと、民間アパート並の家賃となります。
- ② 家賃を3か月以上滞納したときは、住宅明渡しの請求をします。
- ③ 入居後3年を経過し、世帯の月収額が収入基準額（5ページ）を超えた場合は、住宅の「明渡し努力義務」が生じます。
- ④ 入居後5年を経過し、一定の月収額（313,000円）を超える高額所得者として認定されたときは、一定の期間を定め、退去していただきます。

(4) 修繕区分について

- ① 空き家募集のため、原則として現状で入居していただきます。（基本的な修繕は完了しています。）
- ② 入居後、日常生活において消耗したものの軽易な修繕（水道蛇口のパッキン交換、トイレの止水不良の修理、排水管の詰りなど）は、入居者の負担となります。
- ③ 給水管、排水管、建物本体などの修繕が必要なときは、市が修繕を行いますので、ご連絡ください。
- ④ 住宅を退去するときは、入居期間にかかわらず入居者の負担で畳の表替えもしくは新調、襖の張替え、壁の塗替えなどの修理をしていただきます。



12 募集住宅一覧表

(1) 抽選区分 <募集戸数 10戸 (うち単身世帯可5戸)>

* 一般世帯は、番号 1～10 の住宅から1住宅を選んでください。

* 単身世帯は、番号 6～10 の住宅から1住宅を選んでください。

番号	住宅名	号棟	部屋 番号	階 数	間取り	広さ	建設 年度	トイレ	ガス	月収額ごとの家賃 (円)					
										～104,000	～123,000	～139,000	～158,000	～186,000	～214,000
1	蓮正寺	2	54	3階	3K	51.1㎡	S53	水	都	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,200
2	かすみのせ	5	102	3階	3DK	57.1㎡	S57	水	都	19,900	22,000	25,100	28,400	32,400	37,400
3	浜	1	14	3階	3DK	56.8㎡	S55	水	都	17,600	20,300	23,200	26,200	29,900	34,500
4	柳町	7	119	2階	3DK	57.1㎡	H1	水	都	20,700	23,900	27,400	30,900	35,300	40,700
5	浅原	2	232	3階	3DK	59.6㎡	H5	水	都	24,100	27,900	31,900	35,900	41,100	47,400

☆単身世帯でも申し込める住宅

番号	住宅名	号棟	部屋 番号	階 数	間取り	広さ	建設 年度	トイレ	ガス	月収額ごとの家賃 (円)					
										～104,000	～123,000	～139,000	～158,000	～186,000	～214,000
6	橘	2	24	3階	3DK	41.2㎡	S46	水	P	10,400	12,100	13,800	15,600	17,800	20,500
7	螢田	4	104	1階	3DK	37.0㎡	S47	水	都	10,500	12,200	13,900	15,700	17,900	20,700
8	螢田	12	335	1階	2K	33.6㎡	S47	水	都	9,600	11,000	12,600	14,200	16,300	18,800
9	螢田	13	369	2階	2K	33.6㎡	S46	水	都	9,400	10,800	12,400	14,000	16,000	18,500
10	葭田	2	55	1階	2DK	39.9㎡	S51	水	都	12,300	14,200	16,200	18,300	20,900	24,100

(2) 考査区分 <募集戸数10戸 (うち単身世帯可 5戸)>

* 一般世帯は、**番号11～20**の住宅から優先希望順に住宅を選んでください。

* 単身世帯は、**番号16～20**の住宅から優先希望順に住宅を選んでください。

番号	住宅名	号棟	部屋 番号	階 数	間取り	広さ	建設 年度	トイレ	ガス	月収額ごとの家賃 (円)					
										～104,000	～123,000	～139,000	～158,000	～186,000	～214,000
11	蓮正寺	2	58	3階	3K	51.1㎡	S53	水	都	16,400	18,900	21,700	24,400	27,900	32,200
12	かすみのせ	3	58	3階	3DK	57.1㎡	S56	水	都	18,700	21,600	24,800	27,900	31,900	36,800
13	浜	3	42	1階	3DK	57.1㎡	S58	水	都	18,500	21,400	24,400	27,600	31,500	36,400
14	柳町	1	6	2階	3DK	57.1㎡	S61	水	都	19,900	22,900	26,200	29,600	33,800	39,000
15	柳町	7	125	3階	3DK	57.1㎡	H1	水	都	20,700	23,900	27,400	30,900	35,300	40,700

☆単身世帯でも申し込める住宅

番号	住宅名	号棟	部屋 番号	階 数	間取り	広さ	建設 年度	トイレ	ガス	月収額ごとの家賃 (円)					
										～104,000	～123,000	～139,000	～158,000	～186,000	～214,000
16	螢田	4	122	3階	3DK	37.0㎡	S47	水	都	10,500	12,200	13,900	15,700	17,900	20,700
17	螢田	4	124	3階	3DK	37.0㎡	S47	水	都	10,500	12,200	13,900	15,700	17,900	20,700
18	螢田	11	323	4階	2K	33.6㎡	S48	水	都	9,700	11,200	12,900	14,500	16,600	19,100
19	螢田	12	345	3階	2K	33.6㎡	S47	水	都	9,600	11,000	12,600	14,200	16,300	18,800
20	螢田	12	346	3階	2K	33.6㎡	S47	水	都	9,600	11,000	12,600	14,200	16,300	18,800

☆ 申込方法 ☆

- (1) 抽選区分住宅の表から1つ入居希望住宅を選んで、**番号欄にその番号と住宅名**を記入してください。
- (2) 考査区分住宅は、抽選に外れた方の中から住宅困窮度に応じて入居者を決定します。
* 考査区分の表に希望する住宅があれば、申込書『考査希望』の番号欄に優先順に**その番号と住宅名**を記入してください。
- 家賃は月収額が0～158,000円の方で4種類、裁量階層(P5参照)の方は0～214,000円の間で6種類あります。
- 単身の方で入居を希望する場合は、6番～10番、又は16番～20番の中からお選びください。

13 募集住宅の間取り

☆部屋の広さ及び配置、押入れの位置等は、部屋によって多少異なる場合があります。

☆トイレの表記 水 洗：全住宅

1・11 蓮正寺 (3K 51.1㎡)



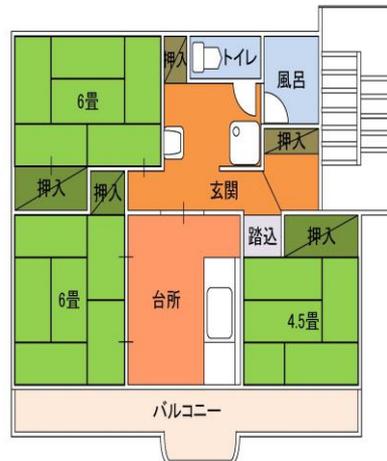
2・12 かすみのせ (3DK 57.1㎡)



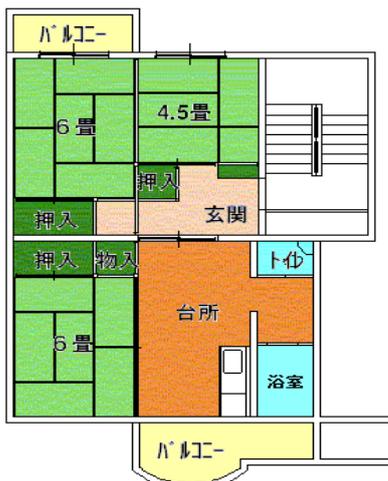
4・14・15 柳町 (3DK 57.1㎡)



3 浜 (3DK 56.8㎡)



13 浜 (3DK 57.1㎡)



5 浅原 (3DK 59.6㎡)

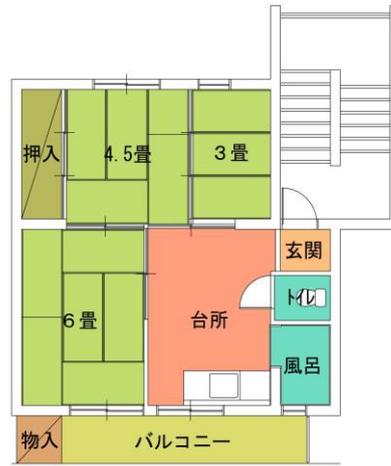


☆単身世帯でも申し込める間取り

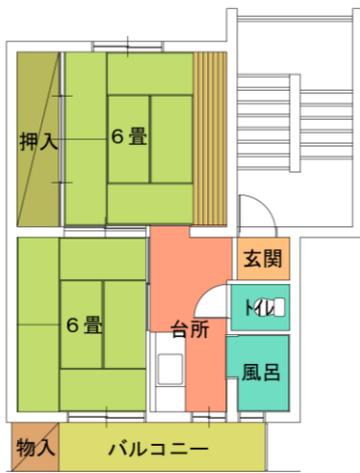
6 橋 (3DK 41.2㎡)



7・16・17 螢田 (3DK 37.0㎡)



8・9・18・19・20 螢田 (2K 33.6㎡)



10 葭田 (2DK 39.9㎡)



市営住宅一覽表

※同じ住宅内でも、棟によって家賃は多少異なります。この表の家賃は概算額です。

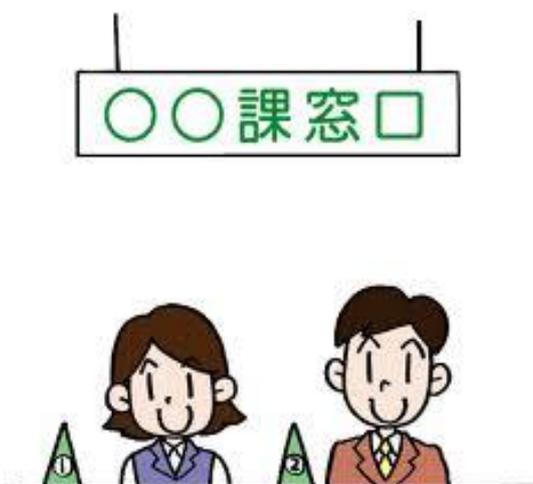
住宅名	構造	建設年数	管理戸数	間取り	住所	交通機関	
橘	中層耐火4階建	S46~47	28	3DK	中村原 708	バス停 診療所前	徒歩1分
浜	中層耐火5階建	S55~58	76	3DK	酒匂 3-16-21	バス停 酒匂三丁目	徒歩5分
蓮正寺	中層耐火5階建	S52~54	140	3K,3DK	蓮正寺 821	小田急線 蛸田駅	徒歩3分
螢田 3DK	中層耐火5階建	S45~49	370	3DK	蓮正寺 528		徒歩8分
螢田 3K	中層耐火5階建			3K			
螢田 2K	中層耐火5階建			2K			
かすみのせ	中層耐火5階建	S55~57	110	3DK	蓮正寺 647		徒歩10分
葎田 3DK	中層耐火5階建	S50~52	98	3DK	蓮正寺 602		徒歩4分
葎田 2DK	中層耐火5階建			2DK			
柳 町	中層耐火4階建	S61~H 1	134	3DK	栢山 1046	小田急線 富水駅	徒歩8分
桑原 2DK	準耐火2階建	S36~45	106	2DK	桑原 564		徒歩18分
桑原 2K	準耐火平屋建			2K			
桑原 3K	準耐火平屋建			3K			
桑原 4K	準耐火平屋建			4K			
谷 津	中層耐火4階建	S33,S40	32	2DK	城山 2-9-1	小田原駅(西口)	徒歩10分
久 野	中層耐火4階建	S38~39	48	3K	久野 677	小田急線 足柄駅	徒歩15分
浅 原	中層耐火5階建	H 4~6	76	3DK	曾比 3200	小田急線 栢山駅	徒歩13分
春 木	準耐火2階建	S41~43	78	2DK	鬼柳 787		徒歩27分
籠 場	準耐火2階建	S42~43	92	2DK	鬼柳 700		徒歩25分
花 里	準耐火2階建	S43~45	91	2DK	鬼柳 600		徒歩30分

市営住宅募集についてのお問い合わせは

小田原市役所 建築課 市営住宅係

TEL 0465-33-1553

<http://www.city.odawara.kanagawa.jp/municipality/c-planning/housingp/siei/>



県営住宅募集についてのお問い合わせは

(一社) かながわ土地建物保全協会 公営住宅課 入居者募集担当

Tel 045-201-3673 Fax 045-201-8405